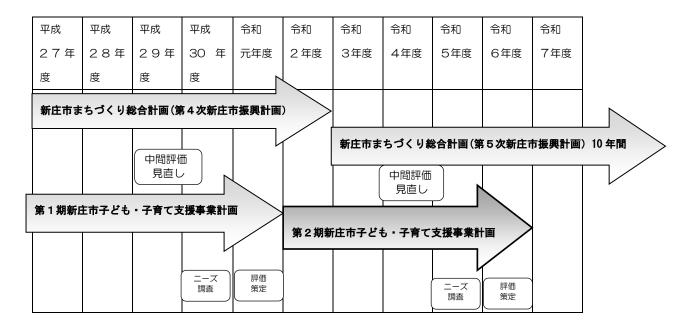
(2) 第2期 子ども・子育て支援事業計画の中間評価について

(1)趣旨

新庄市は、令和2年3月に、市の子育て支援に関する総合的な計画である「第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて、子ども・子育て支援に関 する取組みを進めています。

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化 や本市の実情、保育のニーズに合わせて、必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、 令和4年度は中間評価(見直し)の年度となります。



(2) 見直しのための考え方

「第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(内閣府令和 4 年 3 月 18 日事務連絡)」に基づき、見直しを行います。

◇参考となる考え方◇

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)

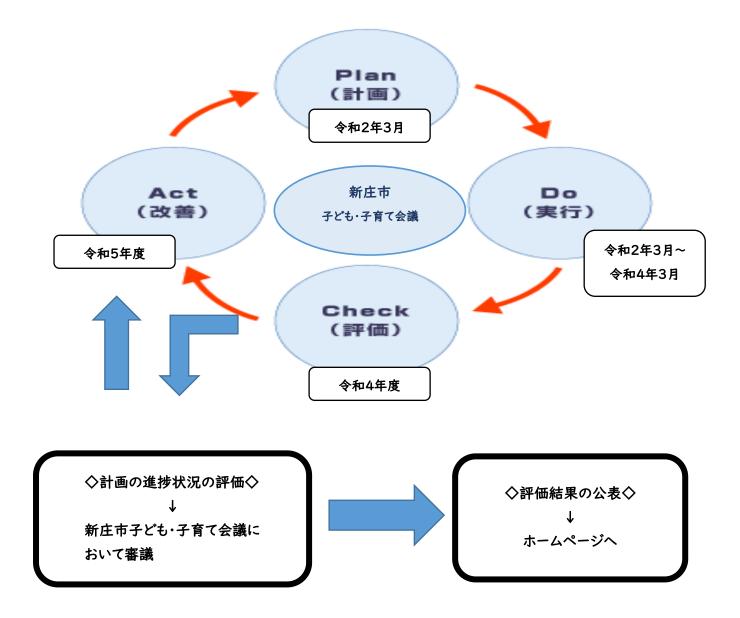
法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が…認定区分に 係る量の見込みと大きく乖離している場合又は地域子ども子育て支援事業の利用状況や利 用希望が…量の見込と大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合は見直しを行う」こととなっています。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を得て、各自治体において適切に判断いただきたい。

(3) 新庄市子ども・子育て支援事業計画 中間評価イメージ図 (74ページ)

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより実施します。本事業計画に基づく 施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき 課題があった場合は、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。



< 例 >

◇令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの実績値

単位:人

					平山・八	
				(令和3年)		
	T		1号	2号	3号	
0		量の見込み(必要利用定員総数)	135	493	381	
	給付対象	教育·保育施設 (計画) (幼稚園、保育所等)	266	595	296	
		教育·保育施設 (実績) (幼稚園、保育所等)	123	520	264	
2		地域型保育事業 (計画) (小規模保育、事業所内保育等)	_	-	75	
確 保		地域型保育事業 (実績) (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	52	
の内	給付対象外	企業主導型保育施設 (計画)	_	7	3	
容		企業主導型保育施設 (実績)	-	-	2:	
		認可外保育施設(計画)	-	-	1!	
		認可外保育施設 (実績)	-	-	(
実績値/量の見込み ②/①			91 %	105 %	91 %	

令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定ごとに、市町村計画における「量の 見込み(必要利用定員総数)よりも10%以上のかい離がある場合は、見直しが必要と なります。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる 要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討 いただきたい。